

新法においては「定型約款」の規定が新設されましたが、新法は「ある特定の者が不特定の者を相手として行う取引であって、その内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものを定型取引とし、定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」を定型約款と定義しています。そしてこの定型約款については「個別の条項についても合意したものとみなす」というものです（548条の2第1項）。

この点、本約款も「約款」という名称を用いていますが、定型約款の例として用いられるものは保険契約（保険約款）、鉄道の乗車契約（鉄道約款）などであり、それぞれ工事内容の異なるリフォーム工事とは大きく趣を異にします。なお法務省発刊書類の中では、「複数の大規模な居住建物を建設した大手の不動産会社が、同一の契約書のひな型を使って、多数に上る各居室の賃貸借契約を締結した事情がある場合には『契約内容を画一的なものとすることにより、各種管理コストが低減し、入居者としても契約内容が画一であることから利益を享受することもあり得る』そのような場合には個別の事情において例外的に雛形が定型契約に該当することもあり得る」との指摘がありますが、本約款はそれぞれのリフォーム事業者が用いるものであって、この約款を用いることが「施主にとって合理的な利益がある」というものではなく、新法の定型約款規定は適用がないものと思われます。